

業務用自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務用自動車（以下「車両」という。）の賃貸借に関して次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

（契約物件）

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和8年8月1日から令和13年7月31日までとする。

（車両の引渡し）

第4条 車両の引渡しは、甲乙双方が立ち会い、装備及び外観その他全ての点について、賃貸借の目的の限度において良好な状態にあることを確認の上、行うものとする。

2 前項の規定により引渡しを行った場合において、車両に隠れた瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

（賃貸借料）

第5条 車両の賃貸借料は、総額_____円（月額 _____円×60箇月）とする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、総額 _____円、月額 _____円

（注）「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規程並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 前項に規定する車両の賃貸借料の総額_____円の年度別の内訳は、以下のとおりとする。

令和8年度総額	円（月額	円×8箇月）
令和9年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和10年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和11年度総額	円（月額	円×12箇月）
令和12年度総額	円（月額	円×12箇月）

令和 13 年度総額 円（月額 円×4 箇月）

（消費税等）

第 6 条 甲は、賃借料に係る消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）を乙に支払うものとする。

2 消費税額等は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき、増額又は減額されるものとする。

3 消費税等の支払は、次条の規定を準用する。

（支払条件）

第 7 条 甲は、乙が毎月発行する適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に、請求された金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき理由により料金の支払を遅延した場合は、乙に対して、前項に規定する期間が満了する日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた率によって計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第 8 条 乙の契約保証金は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は免除とする（沖縄県財務規則第 101 条第 1 項及び第 2 項）。

（費用負担）

第 9 条 車両に対する公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担する。

（車両の保険）

第 10 条 乙は、この契約の期間中においては、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険（自家用自動車総合保険）
保険金額 新規購入時の車両価格（免責金額 0 万円）
- (2) 対人賠償責任保険 無制限（1 事故につき）
- (3) 対物賠償責任保険 無制限（1 事故につき）
- (4) 搭乗者傷害保険 1,000 万円（1 名につき）

（保守点検）

第 11 条 乙は、この契約の期間中においては、車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗・摩耗部品及び油脂類の交換（タイヤ及びバッテリーを含む。）

2 前項の定期点検等は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急等によりこれにより難い場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 12 条 乙が前条の定期点検等を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃借権の譲渡等の禁止)

第 13 条 甲は、車両に係る賃借権を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保の用に供してはならない。

(損害賠償責任)

第 13 条 甲又は乙のいずれか一方がこの契約に違反した場合において、その相手方に損害を与えたときは、契約の違反した者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(裁判管轄)

第 14 条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(解除)

第 15 条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、本契約を解除できるものとする。

2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

3 甲又は乙は、相手方が次の各号に該当するときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、正当な理由なく本契約の条項に違反したとき。
- (2) 甲又は乙が、正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (3) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (4) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（下請負契約等に関する契約解除）

第16条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対して排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告 (警察への協力))

第 17 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙 ○○○○